誓約書

私は、下記の事項について誓約します。なお、別府市が必要な場合には、大分県別府警察署長に照会することについて承諾します。

記

- 1 物件登録に関する手続き
 - (1) 所有者より空き家バンクへ登録の了解が得られたものを支部を通じ申請します。
 - (2) 登録物件について問い合わせがあった場合は、関係法令にしたがい現地案内等契約にいたるまでの全ての業務をおこないます。
 - (3) 登録物件について、契約手続きが見込まれる場合は、別府市に速やかに電話連絡および利用申込書等を添え報告します。
- 2 媒介報酬は、宅地建物取引業法に基づき取扱いをします。
- 3 登録物件の苦情等の処理は事業者が行い、物件の内容、現地案内、重要事項説明等媒介に関する一切の責任を負います。
- 4 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に、経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と、社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を 有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 5 上記(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

別府市長 長野 恭紘 あて

所在地

商号又は名称

代表者生年月日 大・昭・平 年 月 日 男・女

※ 別府市では、別府市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。